

会社設立の時に押えるポイント！

会社設立に際して、労働基準法、労働保険、社会保険関係で最低限押さえておくべきポイントは、次の通りです。

- ① 労働者災害補償保険の加入
- ② 雇用保険の加入
- ③ 健康保険及び厚生年金保険への加入
- ④ 就業規則の作成、労働者の過半数代表者の意見を聞く、届出、従業員への周知
- ⑤ 法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）の調製
- ⑥ 採用の時に「雇用契約書」を交わす
- ⑦ 労働者の過半数代表者と「時間外・休日労働協定（36協定）」の締結と届出

ただし、設立する事業が、「個人経営」、「法人経営（株式会社、有限会社等）」、「従業員（アルバイト、パートを含む）の人数」によって押えるポイントは若干異なりますので、次の一覧表を参考にしてください。

○：必要 △：任意

	法人経営	個人経営		
		法定業種 ^{注1}		法定業種以外
		常時5人以上	常時5人未満	
①労災保険	○	○	○	○ ^{注3}
②雇用保険	○	○	○	○ ^{注3}
③健保・厚年	○	○	△	△
④就業規則	○	△/○ ^{注2}	△	△/○ ^{注2}
⑤法定帳簿	○	○	○	○
⑥雇用契約書	○	○	○	○
⑦36協定	○	○	○	○

注1：法定業種とは、下記以外の業種のことです。

- ・農林水産業
- ・サービス業の旅館、飲食店、接客業、理容業等
- ・宗教等

注2：就業規則は、常時10人以上の労働者（パート、アルバイトを含む）を使用する事業所は必ず作成し、所轄労働基準監督署長に届出義務があります。

注3：農業・水産業・林業の一定の事業所は、暫定任意適用事業所となります。

【労使協定が必要な項目及び届出の有無の一覧】

労使協定が必要な項目	届出の有無
① 任意貯金	必要
② 年次有給休暇の計画的付与	不要
③ 年次有給休暇の賃金	不要
④ 賃金全払いの例外	不要
⑤ 休憩一斉付与の例外	不要
⑥ フレックスタイム制	不要
⑦ 代替休暇	不要
⑧ 時間単位年休	不要
⑨ 1 ヶ月単位変形労働時間制	必要
⑩ 1 年単位変形労働時間制	必要
⑪ 1 週間単位変形労働時間制	必要
⑫ 時間外・休日労働協定（36 協定）	必要
⑬ 専門業務型裁量労働制	必要
⑭ 事業場外労働みなし制	法定労働時間を超える時、必要
⑮ 育児・介護休業の対象労働者の一部除外	不要
⑯ 子の看護・介護休暇の対象労働者の一部除外	不要
⑰ 雇用継続給付の支給申請手続の代理	不要

以上